

# 議長交際費の支出範囲

平成19年4月1日 改正

## 1 儀礼経費

次に掲げる社会的慣習等に基づく儀礼を行うため、区政運営に密接な関係のあるものに対する経費

- (1) 慶事、弔事、見舞い等の儀礼
- (2) 叙位、叙勲等の栄典に対する儀礼
- (3) 合同慰霊祭等及びこれらに類する行事に対する儀礼

## 2 接遇経費

次に掲げるものとの交際、接遇、会議、懇親会等に要する経費

- (1) 区政運営に密接に関係する関係者、関係団体等
- (2) 他の地方公共団体の議会関係者等
- (3) 議長（議会）表敬者及び招待者等

## 3 賛助経費

次に掲げる行事、事業等に対する賛助的な経費

- (1) 公共的団体・関係団体等の主催する行事又は事業
- (2) 社会福祉事業